

無期雇用契約への転換について



労働契約法改正により、2013年4月1日から「無期転換ルール」が定められました。

無期転換ルールについて

●無期転換ルールとは

同一の使用者（企業・団体）との間で、有期雇用契約が通算5年を超えて繰り返し更新されている場合、労働者の申し込みによって期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）に転換することです。

すべての有期雇用契約労働者は、無期転換ルールの対象となります。

※有期雇用契約労働者とは、派遣社員、契約社員、パートやアルバイトなどの名称を問わず契約期間に定めのある労働者のことを指します。

無期転換したら
何が変わりますか？



- ☑ 「期間の定めのない雇用契約」に変わります。
- ☑ 派遣法における派遣労働者個人単位の期間制限および派遣先事業所単位の期間制限の対象外となります。
- ☑ 無期転換後は、無期雇用スタッフの就業規則が適用されます。
- ☑ 労働条件の詳細は、別紙をご確認ください。

●「無期雇用スタッフ」と「有期雇用スタッフ」の働き方の違いとは？

無期雇用スタッフ

期間の定めのない雇用契約に変わること、長期的なキャリア形成を図ることができます。

有期雇用スタッフ

希望する働き方に合わせて、仕事内容・勤務地・就業時間を選んで働くことができます。

無期転換の申し込みについて

●申し込み可能時期

2013年4月1日以後に開始した有期雇用契約の開始日からカウントした通算雇用期間が5年を超える日を含む契約の初日から末日までの間に、無期転換の申し込みをすることができます。

※有期雇用契約と有期雇用契約の間に空白期間がある場合は、通算雇用期間がリセットされる場合もあります。

無期転換 希望

無期雇用契約は、労働者の申し込みをもって成立します。
そのため無期転換を希望する場合は、申し込み期間中での申し込みが必要です。
なお無期転換の申し込みには「無期転換申込書」の提出が必要です。

無期転換 希望しない

無期転換を希望しない場合、申し込み期間中に申し込みを行わなければ、そのまま有期雇用としての働き方を選択することができます。

<お問い合わせ先> 担当オフィスまたはスタッフ相談室へご相談ください。

スタッフ相談室 **TEL** 0120-102-948 **メール** support@tempstaff-forum.co.jp